平成２３年（フ）第２８号
宮城県大崎市古川諏訪１丁目３番51号
債務者　若山　眞彦
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
宮城県大崎市古川鶴ケ埣字小谷地66番地１、従前の住所青森市大字新城字平岡109番地420
債務者　三浦　光男
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
茨城県水戸市備前町２番12―201号　アーバンティ備前
債務者　清水由起子（旧姓門脇）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９２号
茨城県水戸市内原町1092番地
債務者　八幡　朋充
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９７号
茨城県桜川市友部1445番地　市営ますみ住宅３－３－５
債務者　田畑　信雄
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
茨城県水戸市千波町1799番地の245　県営千波アパート３棟304号
債務者　小林　良恵
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０２号
茨城県小美玉市大谷548番地５
債務者　塚本　賢二
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０５号
茨城県水戸市白梅３丁目２番14―305号　エヌメゾン白梅
債務者　大槻　香織
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９号
茨城県笠間市友部駅前５番５号
債務者　櫻井　　進
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
茨城県取手市井野団地４番７―306号
債務者　白井　　哲
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
茨城県取手市戸頭４丁目16番13号
債務者　寺田　陽一
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
茨城県取手市戸頭４丁目16番13号
債務者　寺田　和美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
茨城県稲敷市下馬渡342番地　下馬渡住宅９号室、前住所茨城県稲敷市光葉４番地84
債務者　白土　輝富
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
茨城県守谷市けやき台４丁目17番地15
債務者　三原　良子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
茨城県龍ケ崎市小通幸谷町349番地６
債務者　大口　一栄
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
茨城県取手市駒場３丁目６番８―101号
債務者　高橋　栄子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1886番地10
債務者　杉山　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部